

議案第10号

守谷市教育委員会が任用するフルタイム会計年度任用職員の給与
に関する条例

守谷市教育委員会が任用するフルタイム会計年度任用職員の給与に関する条
例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月2日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

守谷市教育委員会が任用するフルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、守谷市教育委員会が教科担任教職員として任用する法第22条の2第1項第2号に規定する職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務)

第2条 フルタイム会計年度任用職員は、守谷市内の公立小学校に勤務し、守谷市教育委員会が指定した教科について、学習指導及び評定を担当することを主たる職務とする。

(給与)

第3条 この条例において「給与」とは、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、フルタイム会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(給料表)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、守谷市職員の給与に関する条例（昭和31年守谷町条例第41号。以下「給与条例」という。）第5条第1項に規定する給料表を準用する。

(職務の級及び号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給は、教育委員会規則に定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第6条 給料の支給については、給与条例第7条及び第8条の規定を準用する。この場合において、給与条例第8条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(地域手当)

第7条 地域手当は、給与条例第12条の7の規定を準用する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、給与条例第12条の3の規定を準用する。

(時間外勤務手当)

第9条 時間外勤務手当は、給与条例第14条第1項、第3項及び第4項の規

定を準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な読替えは、教育委員会規則で定める。

（休日勤務手当）

第10条 休日勤務手当は、給与条例第15条の規定を準用する。この場合において、同条中「において、正規の勤務時間」とあるのは、「において、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとするほか、必要な読替えは、教育委員会規則で定める。

（夜間勤務手当）

第11条 夜間勤務手当は、給与条例第16条の規定を準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（端数処理）

第12条 第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第8条の規定により準用する給与条例第12条の3、第9条の規定により準用する給与条例第14条及び前条の規定により準用する給与条例第16条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（期末手当）

第13条 期末手当は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について、給与条例第20条から第20条の3までの規定を準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（勤勉手当）

第14条 勤勉手当は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員

について準用する。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(特殊勤務手当)

- 第15条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、守谷市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和63年守谷町条例第20号）の定めるところによる。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

- 第16条 第9条の規定により準用する給与条例第14条、第10条の規定により準用する給与条例第15条及び第11条の規定により準用する給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

- 2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を、フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

- 第17条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、給与条例第13条の規定を準用する。

(旅費)

- 第18条 フルタイム会計年度任用職員が職務のため旅行したときは、守谷市職員の旅費に関する条例（昭和53年守谷町条例第4号）の規定を準用する。

(委任)

- 第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由（議案第10号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、市内公立小学校高学年を対象に理科・図画工作・音楽の教科指導を行う市費負担教職員の任用形態を、フルタイム会計年度任用職員に変更し、教科担任制度の安定運用を図るため、フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例を制定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。